

平成19年度当初予算編成方針

我が国の経済情勢は、企業部門における収益の改善や、設備投資に対する需要の増加が、家計部門における雇用情勢の改善や、個人消費の増加などへ波及しており、今後も、国内民間需要に支えられた景気回復が続くものと見込まれている。一方、現在、原油価格の上昇が続いており、国内国外への経済に影響が懸念されることから、その価格動向には十分留意が必要とされている。

国は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」において、今後の10年間を日本経済の「新たな挑戦の10年」と位置付け、「豊かで安心できる日本」を後世代に引き継ぐとして、生産性向上・技術革新などによる、「成長力・競争力の強化」、歳出・歳入一体改革による「財政健全化」、そして、社会保障制度の改革や総合的な少子化対策の推進などによる「安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現」の三つの優先課題への取り組みを提示したところである。

具体的には、平成19年度予算の概算要求の基本方針において、基礎的財政収支の改善を図り、国債発行額を極力抑制するとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととし、公共事業関係費の前年度予算対比3%の縮減や、地方向け国庫補助負担金を前年度予算額以内に抑制することとしている。

また、地方財政については、国の徹底した見直しと歩調を合わせ、地方単独事業の見直し等により、歳出規模を引き続き抑制することとしている。

本市の財政見直しについては、景気回復に伴う市税収入の伸びが期待できる反面、少子・高齢社会における扶助費や物件費の増加等により、今後とも厳しい財政運営が続くものと見込まれる。

このような中であって、本市は、上河内町及び河内町との合併を進めており、「新・宇都宮市」が将来にわたり持続的に発展していくためには、「市民一人ひとりが輝く、活力あふれる新しい宇都宮の創造」の実現に向けて、地方分権の基本理念である自己決定・自己責任の原則をふまえ、本市の自主的・自立的な行財政運営を推進していかなければならない。

このため、平成19年度予算編成は、健全で安定的な財政基盤を確立し、「選択と集中」による限りある財源の効果的・効率的な配分を行いながら、前例にとられない柔軟な発想や経営感覚により、施策・事業を厳しく精査、峻別したうえで、以下により進めるものとする。

1 基本方針

平成 19 年度当初予算は、将来ともに健全な財政運営を基本とし、以下の視点により編成するものとする。

- (1) まちづくりに係る重要課題に的確かつスピードをもって対応するため、「第 4 次総合計画実施計画」の着実な実現を図ること。
- (2) 「行政経営指針」に基づき、市民との協働によるまちづくりを進めるため、各種事業において、行政と市民の役割分担を明確化し、行政関与の見直しを図ること。

また、行政の役割である事業についても、「外部委託の推進に係る指針」に基づき、専門性や経済性の観点から、民間に委ねることが効果的な事業は、指定管理者制度や外部委託の導入等、積極的な民間活力の活用を図ること。

- (3) 「中期財政計画」に掲げた、市税をはじめとする徴収金の収納率の向上や、広告料収入のほか新たな収入の創出・自主財源の積極的な確保を図るとともに、すべての事業において、「もったいない」精神の発揮により、経常的経費の抑制を図ること。
- (4) 過去の決算状況・行政評価・市民意識調査結果・監査の指摘事項等を分析し、既存の施策・事業について、その存続も含めて聖域なく見直しを図ること。
- (5) 新規の施策・事業については、既存事業の廃止を前提とする等「スクラップ・アンド・ビルド」の徹底を図り、後年度の財政負担を十分に精査すること。
- (6) 国・県の制度変更等については、情報収集に努め、予算への的確に反映すること。

2 予算編成に関する基本的事項

(1) 通年予算

- ・ 上河内町及び河内町との合併による「新・宇都宮市」の通年予算として編成する。

(2) 編成方式

- ・ 中期財政計画における財政収支試算により，義務的事業や政策的事業等の事業区分ごとに一般財源を配分する「財源配分型」予算として編成する。

【参考：別紙「新年度当初予算における財源配分について」】

ア 枠配分方式

- ・ 経常的経費等については，各部の権限と責任に基づく主体的な取り組みによる予算編成とするため，「枠配分方式」とする。
- ・ 各部における自主的な調整を行うため，「部内調整枠」を設定する。
- ・ 事業の廃止・効率化による経費の削減などに対して，「部内調整枠」の加算を行う。

イ 積み上げ方式

- ・ 人件費や扶助費等の義務的経費や総合計画実施計画の計上事業及び建設事業等の政策的経費は，その事業を厳しく精査，峻別するために，「積み上げ方式」とする。
- ・ 上河内町，河内町との合併に関する経費や指定管理者制度の導入等により大幅な変更が見込まれる経費については，本方式によることとする。

3 予算要求の基準

(1) 枠配分対象事業（枠配分方式）

- ・ 枠配分対象事業は、「細事業費」の事業区分のうち、「管理・経常的事業」、「行政・経常的事業」、「行政・裁量的事業」とする。
- ・ 枠配分額については、対象事業費の一般財源をベースとして平成 18 年度当初予算計上額の 95%以内の額とする。
- ・ 部内調整枠は、枠配分対象事業費の 3%（約 5 億円）とする。
- ・ 各部の主体的・自立的な予算編成を行うために、部長・次長・総務担当を中心に、部内における重点事業への優先配分や、すべての施策の徹底した見直しによる事業費の精査を行うとともに、部内調整枠を十分に活用し、必ず部内等で調整を完結したうえで要求すること。

(2) 枠配分対象外事業（積み上げ方式）

- ・ 枠配分対象外事業は、「細事業費」の事業区分のうち、「義務・裁量的事業」、「義務・経常的事業」、「政策・ハード事業」、「政策・ソフト事業」及び「臨時的事業」とする。
- ・ 上河内町、河内町との合併に関する経費については、「臨時的事業」とする。
- ・ 枠配分対象外事業については、下記の基準により要求すること。

ア 義務・経常的事業

(ア) 人件費

- ・ 各種審議会等の報酬を除く人件費については、所要額を要求すること。また、非常勤嘱託員については、人事課との協議結果を踏まえて要求すること。

(イ) 扶助費

- ・ 法により義務付けられている扶助費については、決算見込額をもとに、事業費を十分精査のうえ、所要額を要求すること。

(ウ) 賃 金

- ・ 人事課との協議結果を踏まえて要求すること。

イ 義務・裁量的事業

- ・ 県・市単独の扶助費については、決算見込額をもとに、事業費を十分精査のうえ、所要額を要求すること。

ウ 政策・ハード事業

(ア) 総合計画実施計画計上事業

- ・ 総合計画実施計画において、平成 19 年度に実施することとして計上された建設事業については、建設単価やグレード及び規模等を再度精査したうえで要求すること。

(イ) 上記以外の建設事業

- ・ 実施計画に計上されない経常的な建設事業及び予算対応となった建設事業については、極力抑制すること。

エ 政策・ソフト事業

- ・ 総合計画実施計画において、平成 19 年度に実施することとして計上された新規施策に伴うソフト事業については、対象者や実施手法等を再度精査したうえで要求すること。
- ・ 平成 17 年度以降に新規ソフト事業として予算に計上し、平成 19 年度も引き続き実施する事業については、実績等を十分精査したうえで要求すること。
- ・ 実施計画に計上されていない施策事業については、予算要求を行わないこと。

オ 臨時的事業

- ・ 特別会計への繰出金や備品購入費，大会開催費，貸付金，行革関連経費等の単年度限りや年度間の変動が大きい臨時的事業については，必要最小限の事業費を要求すること。
- ・ 臨時的事業については，「行革関連経費」（行政改革に関連する経費），「新規・通年化経費」（新規施設の稼動に関する経費），「債務負担行為の増加経費」（債務負担行為に伴い増加する経費），「指定管理者経費」（指定管理者制度による委託経費），「繰出金等」（特別会計等への繰出金），「合併関連経費」（上河内町，河内町との合併に関する経費），「その他」（大会開催費，備品購入費，貸付金など）の7つの区分に分類したので，指定した区分に基づき要求すること。
- ・ 特別会計への繰出金のうち建設事業に類するものは，一般財源をベースとして，政策・ハード事業と同様に扱うものとする。

[事業区分別要求基準]

| 事業区分 | 内 容 | 要求の基準 |
|----------|---|--------|
| 義務・経常的事業 | 人件費，賃金，公債費，法による扶助費 | 枠配分対象外 |
| 義務・裁量的事業 | 市単独・県単独の扶助費 | 枠配分対象外 |
| 管理・経常的事業 | 事務費，施設維持管理・運営経費等 | 枠配分 |
| 行政・経常的事業 | 他に分類されないソフト事業 | 枠配分 |
| 行政・裁量的事業 | 補助金，負担金，交付金等 | 枠配分 |
| 政策・ハード事業 | 建設事業 | 枠配分対象外 |
| 政策・ソフト事業 | 平成 19 年度に実施する新規ソフト事業（実施計画計上事業） 平成 17 年度から実施した新規ソフト事業 | 枠配分対象外 |
| 臨時的事業 | 繰出金，備品購入費，大会開催費，貸付金，行革関係経費，指定管理者関連経費等 合併関連経費 | 枠配分対象外 |

4 予算要求に係る留意事項

(1) 合併に関する事項

- ・ 河内町，上河内町との合併に関する経費については，合併協議会，各専門部会，各分科会などによる事務事業の協議結果を踏まえ，十分調整を行った上で要求すること。
- ・ 現在，県が実施している事務事業のうち，合併に伴い実施することとなる事務事業については，県と十分協議の上，必要となる経費と財源を精査し，要求すること。

(2) 歳入に関する事項

- ・ すべての歳入について，的確かつ確実な収入確保に努めること。
- ・ 市税をはじめとする徴収金については，口座振替等により納期内納付を促進するとともに，目標額の設定等あらゆる手段を講じて，徴収率の向上を図ること。
- ・ 広告収入のほか新たな収入の創出・自主財源の積極的な確保を図ること。
- ・ 特定財源については，執行段階において不足することがないように，的確な額を計上すること。

ア 市税

- ・ 市税については，税制改正や景気の動向等を十分勘案することはもとより，課税客体を十分捕捉したうえでの確かな額を計上すること。

イ 分担金及び負担金

- ・ 分担金及び負担金については，事業の内容，受益の限度等を十分検討し，負担の適正化に努め的確な額を計上すること。

ウ 国・県支出金

- ・ 国・県支出金については，国・県の動向を十分に見極めるとともに，導入に伴う市の負担等も考慮し，その必要性，事業効果等を十分検討したうえで，積極的に導入を図ること。

エ 財産収入

- ・ 財産売却収入については、未利用地や保留地の積極的な処分を図り、財源の確保に努めること。

オ 市債

- ・ 市債については、極力抑制することを基本とする。また、その活用にあたっては普通交付税に算入されるものに重点化しているため、財政課と協議のうえ計上すること。

(3) 歳出に関する事項

- ・ 一般財源が前年度から減少することから、必要かつ緊急な事業に限り予算要求すること。また、実施計画に計上していないものや、庁内で協議が整っていないものは、予算を計上することはできない。
- ・ 「もったいない」精神の発揮により、全ての事業について徹底した見直しを行い、既存資源の再利用や適正な在庫管理、計画的な執行計画等により、無駄のない要求とすること。

ア 物件費

- ・ 旅費については、出張の目的、効果、緊急度、日程等を十分検討し、過去の実績にとらわれることなく、真に必要なものに限定して要求すること。
- ・ 消耗品費については、在庫管理の徹底等により、極力節減を図ること。
- ・ 燃料費や光熱水費については、使用量を的確に把握するとともに、より一層の省エネルギーに努め、削減を目指すこと。
- ・ 食糧費については、会議等開催の合理的な時間帯、人数等を設定し、真に必要なものに限定して要求すること。
- ・ 備品購入費のうち、事務用備品及び自動車の新規購入は原則として認めない方針であるので留意すること。

イ 維持補修費

- ・ 施設等の維持補修費については、各施設の現状を十分に把握し、緊急性や必要性等の観点から、適正な維持管理に努めるために真に必要なものを要求すること。

ウ 委託料

- ・ システム開発や保守点検等の委託については、目的や必要性を十分に考慮し見直しを図ること。
- ・ 調査研究や設計委託においては、職員自らが能力を発揮すべき業務については、安易に委託することがないよう、ゼロベースの視点で見直すこと。

エ 補助費等

- ・ 事務事業評価の活用を図り、補助金等の目的や効果を十分検証し、抜本的な見直しを徹底すること。
- ・ 新規補助金等については、原則として、3年の期限を設定して要求すること。
- ・ 補助金等審査委員会の審査結果に基づき要求すること。

オ 扶助費

- ・ 市単独の扶助費については、所得制限の導入等、各種手当やサービスの見直しを図ること。

カ 投資的経費

- ・ 事業費の積算にあたっては、市場価格の動向を反映した積算単価の見直しによる工事費の低減や設計V E^{*1}の積極的な導入等により公共工事のコスト縮減に取り組み、事業量を確保すること。
- ・ 施設整備にあたっては、施設の機能・役割を再整理し、施設の規模や整備水準の適正化を図るとともに、施設の長寿命化にも取り組むこと。

*1 V E（バリュー・エンジニアリング）：品質を維持したまま建築費を下げるための技術

- ・ 新規施設の建設にあたっては、当面必要な規模や機能に限定し、既存施設の再利用や転用を図るとともに、新たな事業手法の活用を図ること。

(4) その他

ア 複数の課に係る経費について

- ・ 二つ以上の部・課にわたる事業の予算見積りについては、関係する部・課と十分協議を行ったうえで要求すること。

イ 外郭団体について

- ・ 本市の予算編成方針や外郭団体経営改革計画等を踏まえ、指導を行うとともに、団体から提出された内容については、十分精査した上で、要求すること。
- ・ 公の施設の管理運営に対する指定管理者制度の導入に伴い、民間との競争が促進される状況を見据え、徹底した内部努力を進めるとともに、独自財源の一層の確保に努める等、団体の自立的経営の実現に取り組むこと。

ウ 特別会計について

- ・ 一般会計に準じ適正な負担の確保に留意し、収支の均衡を図ること。

エ 公営企業会計について

- ・ 企業性格を十分に発揮して経営のより一層の合理化を図るとともに、独立採算制の確保に努め、安易に一般会計の補助金に財源を求めることなく、事業の目的達成に努めること。

5 予算見積書の提出期限及び提出先等

- ・ 平成 18 年 11 月 2 日(木)厳守 行政経営部財政課

平成19年度当初予算における財源配分(案)について(一般財源ベース) : 宇都宮市部分

| | |
|----------|--------|
| 市税 | 82.4億円 |
| 地方交付税 | 4億円 |
| 使用料及び手数料 | 7億円 |
| 市債 | 2.2億円 |
| 地方譲与税 | 4.5億円 |
| 地方特例交付金 | 2.3億円 |
| 財政調整基金 | 1.4億円 |
| その他 | 1.0億円 |

《平成18年度当初予算》

| | | | |
|-------------------------------|------------------|--|---|
| 一般財源 1,039億円 | | | |
| 経常的経費 696億円 | | 政策的経費 | |
| 人件費(物件費の賃金含む) 285億円 | 公債費 144億円 | 行政的経費 他に属さない事業費 64億円 | 政策的(ハード) 114億円 |
| 職員給与等、非常勤職員報酬 議員報酬等、臨時職員賃金 | 扶助費 98億円 | 管理的経費 施設管理、施設維持 修、課事務費等 105億円 | 政策的(ソフト) 3億円 |
| | 単独の扶助費 20億円含む | 管理・行政的経費 169億円 | 臨時の経費 繰出金、出資金、企業会計負担金、 選挙関係経費等 226億円 |

《平成19年度中期財政計画推計額》

| | | | |
|----------------------------------|------------------------|--------------------------|---------------------------------|
| 一般財源 1,014億円 (▲25億円) | | | |
| 経常的経費 696億円 | | 政策的経費 | |
| 人件費(物件費の賃金含む) 282億円 (▲3億円) | 公債費 147億円 (+3億円) | 行政的経費 160億円 (▲9億円) | 政策的(ソフト・ハード) 91億円 (▲26億円) |
| | 扶助費 102億円 (+4億円) | 部内調整枠 5億円 | 臨時の経費 227億円 (+1億円) |
| | 単独の扶助費 20億円含む | 枠配分対象経費+部内調整枠 165億円 | |

| | |
|----------|-----------------|
| 市税 | 89.3億円 (+6.9億円) |
| 地方交付税 | 4億円 (-) |
| 使用料及び手数料 | 7億円 (-) |
| 市債 | - |
| 地方譲与税 | 1.5億円 (▲3.0億円) |
| 地方特例交付金 | 1億円 (▲2.2億円) |
| 財政調整基金 | - |
| その他 | 9.4億円 (▲6億円) |